

(耐震建築人材育成プロジェクト仮訳)

建物建築工事耐震措置管理規定(148号部令)

(2005年12月31日、建設部第83回常務会議にて可決、2006年4月1日から施行)

第一条 建物の建築工事の耐震措置に対する監督管理の強化、人民の生命と財産の安全の保護を目的とし、『中華人民共和国防震減災法』、『中華人民共和国建築法』、『建設工品質管理條例』、『建設工事現地調査設計管理條例』等の法令及び行政法規に照らし、本規定を制定する。

第二条 耐震措置エリアにおける建物の建築工事の耐震措置に関わる活動への従事、建物の建築工事の耐震措置に対する監督・管理の実施に対し、本規定を適用する。

第三条 建物の建築工事の耐震措置について、予防を主とする方針を貫く。

第四条 國務院の建設主管部門は、全国における建物の建築工事の耐震措置の監督・管理について責任を負う。

県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、当行政区内における建物の建築工事の耐震措置の監督・管理について責任を負う。

第五条 国は、先進的な科学技術を使用して建物の建築工事の耐震措置を行うことを奨励する。

工事標準の制定・改訂に際して、先進的に適用されている耐震の新技術、新材料、新構造体系を速やかに標準、規範に取り入れ、建物の建築工事への普及を図る。

第六条 建物の新築、拡張、改築の各工事について、国の関連規定および工事強制標準に従い耐震措置を行うものとする。

如何なる事業者および個人も、耐震措置標準を下げてはならない。

第七条 建設、現地調査、設計、施工、工事監理の各事業者は、建物の建築工事の耐震措置に関わる法令および工事強制標準の規定を遵守し、建物の建築工事の耐震措置品質を保証するとともに、相応の責任を負うものとする。

第八条 都市における建物の建築工事の用地選定について、都市の全体計画における都市の耐震防災専門計画の要求に適合しなければならない。村と鎮(原文:集鎮)が建設する工事の用地選定について、村と鎮の防災計画および村と鎮の建設計画の中の耐震防災に係る要求に適合しなければならない。

第九条 建物の建築工事の耐震安全性に影響を与える可能性があり、国の技術標準の定めのない新技術、新材料を使用する場合、関連規定に従い申請をした上、これを許可するものとする。申請時において、耐震措置エリアへの適用の是非、および適用される耐震標準烈度範囲について説明しなければならない。

第十条 『建築工事耐震措置分類標準』における甲類と乙類の建築工事の基本設計書には、単独に耐震措置に係る内容がなければならない。

超限高層建築物工事は、基本設計の段階において単独に耐震措置に係る審査が行われなければならない。

建物の新築、拡張、改築の各工事の耐震設計は、施工図の審査における重要な内容とする。

第十一条 建築物の不動産所有者および使用者は、建築物の耐震部材、免震装置、制震部材もしくは地震応答の観測システムなどの耐震設備を無断で変更または破壊してはならない。

第十二条 既に建設を終えた以下の建物の建築工事について、耐震措置を行わず、かつ最近

の撤去・改造計画に組み入れられていない場合、相応の設計能力を有する事業者に委託し、現行の耐震診断標準に従って耐震診断を行うものとする。

- (一)『建築工事耐震措置分類標準』における甲類と乙類の建築工事。
- (二)高い文化財価値と記念的意義のある建物の建築工事。
- (三)地震重点監視防御区における建物の建築工事。

その他、耐震措置を講じず、かつ最近の撤去・改造計画に組み入れられていない建物について、その不動産所有者が、相応の設計能力を有する事業者に委託し、現行の耐震診断標準に従い耐震診断を行うことを奨励する。

補強が必要と診断された建物の建築工事について、県級以上の地方人民政府の建設主管部門が確定した期限内に必要な耐震補強対策を講じ、補強する前の使用を制限するものとする。

第十三条 耐震診断に従事する事業者は、建物の建築工事の耐震措置に係る法令、工事強制標準を遵守し、建物の建築工事の耐震診断の品質を保証するとともに、法に基づき相応の責任を負うものとする。

第十四条 耐震補強が必要と診断された建物について、その不動産所有者は、相応の能力を有する設計、施工業者に委託し、耐震補強設計および施工を行い、国家规定に準じた関連手続を行うものとする。

耐震補強は、都市の直近の建設計画および不動産所有者の建物保守計画を踏まえたものでなければならない。耐震補強が必要と診断された建物の建築工事は、内装・改造を行うとき、同時に耐震補強を行うものとする。

高い文化財価値と記念的意義のある建物の建築工事の耐震補強について、もとの風貌の保持に注意しなければならない。

第十五条 建物の建築工事の耐震診断、耐震補強の費用は、不動産所有者が負担する。

第十六条 工事標準に従い耐震設計または耐震補強を施した建物がその合理的な耐用年数の間に、各種の人的要因により建物の耐震能力への損害が見られた、またはもとの設計用途の変更により荷重の増加、または耐震措置類別の引き上げが必要となった場合には、不動産所有者は、相応の能力を有する事業者に委託して、耐震計算、修復もしくは補強を行うものとする。工事の検査が必要な場合、相応の能力を有する事業者に委託して検査を行うものとする。

第十七条 破壊的な地震が発生した後、現地人民政府の建設主管部門は、損壊した建物の建築工事の耐震性能に関する応急的な評価を行い、復旧再建案を提出するものとする。

第十八条 地震発生後、応急的な評価を経て耐震診断が必要とされた建物の建築工事について、耐震診断標準に従って診断を行う。修復または耐震補強が必要と診断された場合、工事強制標準に従い、修復または耐震補強を行うものとする。異地再建が必要である場合、国の法令に従い、計画と建設を行うものとする。

第十九条 地震発生後に修復または建設する建物の建築工事について、発生した地震の実際の烈度が、現行の地震動パラメータ区画図に対応する地震の基本烈度を超える場合、国の地震部門が審査・決定、発布する地震動パラメータの再審結果をもって、耐震措置の根拠とする。

第二十条 県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、建物の建築工事の耐震措置の品質に対する監督・管理を強化し、当行政区内の建物の建築工事に対する耐震措置の法令および工事強制標準の実行状況について、定期的に監督・検査を行うものとする。

県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、村・鎮建設における耐震措置に対する指導と監督を行うものとする。

第二十一条 県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、農業従事者が自ら建てた低層住宅の耐震措置に対する技術的指導と技術サービスを行い、経済的、合理的かつ信頼性のある

耐震対策を奨励、指導するものとする。

地震重点監視防御区に当たる県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、科学の普及を目的とした教育・広報番組の撮影、農村家屋耐震図集の発送、耐震モデル建物の建設、技術研修など多様な形式で、農業従事者に対し、積極性をもって低層住宅の耐震措置の実施を指導する。

第二十二條 県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、耐震措置検査を行い、以下の対策を講じる権利を有する。

- (一) 検査を受ける事業者に、建物の建築工事の耐震に係る文書と資料の提供を求める。
- (二) 建物の建築工事の耐震措置の品質に影響を与えうる問題を発見した場合、是正を命じる。

第二十三條 県級以上の地方人民政府の建設主管部門は、地震発生後、専門家を集め、破壊の程度が工事強制標準の許容範囲を超えた建物の破壊の原因について調査を行い、法に従い、関連責任者の責任を追及するものとする。

国務院の建設主管部門は、地震の調査状況に基づき、建物の建築工事耐震性の科学研究を展開し、工事標準の改訂を行うものとする。

第二十四條 如何なる事業者および個人も、建物の建築工事の耐震措置の品質に対して告発と苦情申出を行う権利を有する。

第二十五條 本規定に違反し、国の技術標準がなく、審査を通過していない新技術や新材料または耐震措置エリアに適用されない新技術や新材料を耐震措置エリアにおいて適用する、または審査を経た耐震烈度範囲を超える場合、県級以上の地方人民政府の建設主管部門により期限付きの是正を命じるとともに、1万元以上3万元以下の罰金を科す。

第二十六條 本規定に違反し、建築物の耐震部材、免震装置、制震部材もしくは地震応答の観測システムなどの耐震設備を変更または破壊した場合、県級以上の地方人民政府の建設主管部門により期限付きの是正を命じ、個人に対しては1000元以下の罰金を科し、事業者に対しては1万元以上3万元以下の罰金を科す。

第二十七條 本規定に違反し、耐震能力への損害、荷重の増加、もしくは耐震措置類別の引き上げが必要な建物の建築工事について、耐震計算、修復、補強を行わない場合、県級以上の地方人民政府の建設主管部門により期限付きの是正を命じ、期限を過ぎても是正されない場合、1万元以下の罰金を科す。

第二十八條 本規定に違反し、耐震補強が必要と診断された建物の建築工事の内装・改造を行うときに耐震補強を行わない場合、県級以上の地方人民政府の建設主管部門により、期限付きの是正を命じ、期限を過ぎても是正されない場合、1万元以下の罰金を科す。

第二十九條 本規定で称する耐震措置エリアとは、地震の基本烈度が6度および6度以上の地区(地震動ピーク値加速度が0.05gより大きいまたはこれに等しい地区)を指す。

本規定で称する超限高層建築物工事とは、国の現行規範、規程が定める適用高度および適用構造類型の高層建築物の工事、形態が特に不規則な高層建築物の工事、ならびに関連規範、規程に従い耐震専門審査が行われるべき高層建築物の工事を指す。

第三十條 本規定は、2006年4月1日から施行する。